

第1472号

AFN-1472

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2023年 7/10 (月)

『中小事業者には負担軽減措置も インボイス注意点解説—財務省』

10月1日からスタートする消費税のインボイス(適格請求書)制度に関し、登録の可否をどう判断すればいいか、スタートまでにどのような事前準備が必要かを改めて整理した「インボイス制度の登録・事前準備チェックポイント」が財務省ファイナンス6月特集号に掲載されている。

インボイスは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝える手段。インボイス制度の下では「適格請求書発行事業者」が発行するインボイスによって、適用されている税率や税額を確認できるため正確な消費税の申告が可能になる。同制度では中小・小規模事業者向けの負担軽減措置も講じられる。免税事業者がインボイス発行事業者となる場合、補助上限額が一律50万円上乘せされるインボイス特例が設けられている小規模事業者持続化補助金などを活用できるとしている。

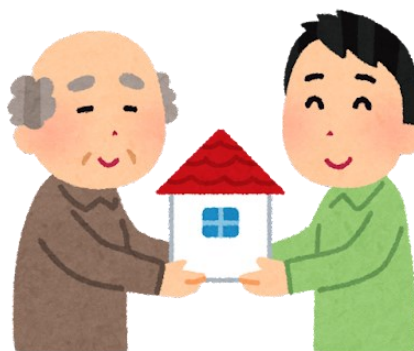


インボイス発行事業者となるかは事業者の任意となっており、売上先がインボイスを必要とするか、申告に係る事務負担がどの程度かなどを踏まえて検討すべきとしている。買手側のチェックポイントとして、自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引かなどを確認する必要がある。売手側は取引ごとにどのような書類を交付しているかを確認する必要があるという。

『マンション相続税評価見直し 通達改正へ作業進む』

鈴木財務相は27日の記者会見の中で、タワマン節税を是正するために国税庁が相続税の算出方法を是正するという一部報道を受けての質問に、マンションの相続税評価に関しては、国税庁の通達に基づく評価額と、時価が大きく乖離する事例が把握されており、令和5年度与党税制改正大綱でも、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討するとされている。これを踏まえ、国税庁は有識者会議を設置し、見直しの具体的な検討を行い現在進行形で検討していると語った。見直しの目的は税収増ではなく制度の公平性を保つという趣旨との理解を促した。

一部報道では、国税庁はマンション節税・タワマン節税と呼ばれるマンションを巡る不均衡な税負担の是正策として、2024年1月から相続税評価額を「実勢価格」の6割以上に引き上げるとする新たな算定ルールを設定するとしている。17年度税制改正では、高層マンションの中間階から0.26%固定資産税を引き上げる見直しが行われた。今回の相続税評価額の見直しでは、所有するマンションの実勢価格が分からない場合に、国税庁の新たな計算式を使って築年数や階数等を入力し、出された値を従来の評価額に掛けて、その6割を新たな評価額とするとしている。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com